羽島市成年後見制度利用促進基本計画案に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ	7ページに、これまで以
	7 ページ 成年後見制度が利用されてい	
	ない要因について	の充実等を図ることを記載
	■意見	します。
	計画案の7ページには、「利用が必要だと	
	思われる人が増加していますが、成年後見	
	制度が利用されていない状態が続いている	
	と思われます。」との記載があります。	
	上記の課題について、その要因は何であ	
	ると分析されていますでしょうか。	
	分析がなされていれば、課題と対策だけ	
	でなく、要因も計画書に記載した方がよい	
	と考えます。	
	■理由	
	課題だけでなくその要因も共有した上	
	で、対策を考えることが望ましいため。	
2	■項目及びページ	ご意見の通り記載しま
	8ページ 「成年後見制度の利用の促進	す。
	に関する法律抜粋」について	7 0
	■意見	
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	
	の第十四条が抜粋されて記載されています	
	が、	
	成年後見制度利用促進法の第十四条(市	
	町村の講ずる措置)には2項があり、	
	2 市町村は、当該市町村の区域における	
	成年後見制度の利用の促進に関して、基本	
	的な事項を調査審議させる等のため、当該	
	市町村の条例で定めるところにより、審議	
	会その他の合議制の機関を置くよう努める	
	ものとする。	
	についても、計画案に記載した方がよいの	
	ではと考えます。	
1	│ 第十四条 2項の内容も市町村の講ずる	

措置として本計画に関連するため。

3 ■項目及びページ

13 ページ 基本目標 I 成年後見制度 利用促進のための体制整備について

■意見

制度の利用が必要な人を発見し、適切な 支援につなげる地域連携の仕組みを整備し ます。とありますが、どのような方法で制 度の利用が必要な人の発見につなげるので しょうか。

■理由

計画案の7ページに「利用が必要だと思われる人が増加していますが、成年後見制度利用されていない状況が続いていると思われます」と記載されており、それは何が原因と考えられるのか、どのような仕組みが必要なのかを、理解する必要があると考えるため。

4 ■項目及びページ

16 ページ 地域連携ネットワークのイメージについて

■意見

イメージ図の中で、「障害者自立支援協議会」はどの枠に含まれますか。特に該当するグループがなければ、新たに追加していただけませんでしょうか。

■理由

地域連携ネットワークの構築にあたって、協力が必要な機関であると考えるため。

イメージ図は例示です。

地域連携ネットワーク は、事案に応じて多様な団 体・機関が連携するもので す。

障害者自立支援協議会 (羽島市障害者総合支援協 議会)は、地域連携ネット ワークの一員と考えていま す。

23ページ 計画の進捗管理について

■意見

本計画を実行性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。とありますが、検証は上位計画である『羽島市地域福祉計画』と一体的に行いますか、それとも成年後見制度単体での検証となりますか。

また定期的な検証に関して、検証の時期や頻度についてはどのように考えています

検証は、本計画によるものとします。時期や頻度は 定めませんが、原則年1回 以上行います。 でしょうか。

■理由

検証のあり方を把握したいため

6 ■項目及びページ

同計画書 P2~3 の間に追加することが望ましい。

■意見

下記の事柄と説明文を同計画書に追加反映してください。

①成年後見制度の種類

(任意後見制度・法定後見制度)

②法定後見制度の類型

(後見・補佐・補助)

③成年後見人の職務

(身上保護、財産管理)

※特に②は図で詳しく示してください。

■理由

成年後見制度の用語というのに非常に難 しく分かりづらいですので解説文を入れて もらわねば理解できません。

特に②法定後見制度の後見・補佐・補助では「対象となる人」「申し立てができる人」「成年後見人等の権限」「制度を利用した場合の資格などの制限」の項目で分かれます。計画書は、誰が見てもわかりやすいようにする構成にすべきだと思います。

7 ■項目及びページ 該当ページはなし

■意見

「計画策定に基づく関係者・団体調査について」以下の質問に答えてください。

①市民アンケート・関係団体等への意見 聴取はしましたか?実施しなかった場合 は理由を答えてください。

②市民アンケート・関係団体等への調査 結果として羽島市の主な概況・課題を列 挙してください。

■理由

自治体が策定する計画書というのは、事 前段階として関係者に対してニーズ調査を 行ってから、傾向を知ることからはじまり ます。 ご意見は、成年後見制度 に関するパンフレット等に 記載することが適当である ため原案通りとします。

関係団体には、羽島市成 年後見制度利用促進委員会 への参加により意見をいた だきました。

市民アンケートは、実施 していませんが、パブリッ クコメントを実施すること で意見をいただきました。

パブリックコメントの結果は、市ホームページや広報紙に掲載します。

市民としては、現状成年後見制度の課題 として何があるのかその傾向を示していた だくことは公開の場で示すことは必要だと 考えます。 ■項目及びページ 7ページに、これまで以 8 該当ページはないが、P3~7 に反映させ 上の制度の周知や相談窓口 の充実等を図ることを記載 るべき します。 ■意見 下記の事柄について計画書に追加反映し てください。 現状の羽島市の成年後見制度に関する相 談対応・体制について示してください。 ■理由 羽島市同計画書 P7 で「成年後見制度が 利用されていない状況が続いている」とあ りますがその原因のひとつとして「相談場 所はどこですべきか分からない」がありま また相談する人ごとに立場も違いますの で、各相談窓口の連携も重要になってきま すが、羽島市においても成年後見制度に関 する連携は不十分でないですか? 現状把握の一環として現状体制について も触れていただきたい。 また、羽島市第六次総合計画後期実施計 画の数値目標に中核機関設置後の成年後見 制度相談 目標値 2024 年度 190 件と明示 していますので、権利擁護に対する相談窓 口を市民にわかるように示していただかな いと困ります。 9 ■項目及びページ 羽島市地域包括支援セン P3~7 に反映させるべき ターの相談内容は、重層的 なものや同一事案で複数回 にわたるものがあることか ■意見 ら、現状分析では、羽島市 以下の事柄を計画書に追加反映してくだ 社会福祉協議会が行う日常 生活自立支援事業件数を用 ・地域包括支援センター(2 か所)におけ る権利擁護の相談件数の推移 います。 ■理由 ①成年後見制度利用促進基本計画の市町 村計画策定の手引き P18 に現所の取り組 みを数値で示す場合の項目として挙げら れている。

②高齢になれば権利擁護の相談は多くな

ってくるのは必然なので現状分析として 数値を示すべきと考えますし、参考資料 として提出した資料の他市町村同計画書 にも記載されているため。

10 ■項目及びページ P3~7 に反映させるべき

■意見

以下の事柄を計画書に追加反映してください。

・地域包括支援センター以外での現状(主に市役所?)の権利擁護の相談件数の推移

■理由

羽島市社会福祉協議会では高齢者に対する権利擁護の相談をうけており、社協はしま 2021 年 7 月号で件数を示しておりますが、それ以外の「障がい児・者」「65 歳未満の認知症の方等」の相談状況がどうなっているのか、どこの資料にも示されておりませんし、市役所として相談件数をカウントしておりますか?

現状分析として相談件数の把握をすることは中核機関の機能のひとつ「広報機能」 (制度の理解促進)の拡充として大事であると考えます。 権利擁護に関する相談は、羽島市、羽島市社会福祉協議会及び羽島市地域包括支援センターと連携する事案があります。重複するものがあります。でであるものなものがあるものがあるものがあるものがあるもの推移は記載せず原案通りとします。

11 ■項目及びページ

P3~7 に反映することが望ましい。

■意見

以下の事柄について計画書に追加反映してください。

・管内の司法関係者の受任状況

■理由

成年後見制度の担い手として親族以外の後見人ですと、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職後見人が主となりますが、専門職後見人の方でも数に限りがあります。

よってまずは市内・または近郊の専門職後見人の方がどれだけいるか、また受任限界件数はどうなっているか把握すべきと考えます。

羽島市はここまで調べて計画書を策定されていますか?またしていなくても今後はこのあたりのことを考慮して取り組みをさ

管内の司法関係者の受任 状況は、受任者調整会議の 際に確認し適切な後見人等 の選定につなげます。

現在の手続きでは、市が 受任状況を把握することは ないため原案通りとしま す。 れていますか?

12 | ■項目及びページ

P14~15 羽島市成年後見制度利用促進委員会の設置①

■意見

以下の文章で下線部分を計画書に反映してください。

羽島市成年後見制度利用促進委員会では、個別の協力~

 \downarrow

羽島市成年後見制度利用促進委員会では、<u>年に〇回開催して、中核機関や実施期</u>間の運営状況や実績、個別の協力~、

■理由

大事なことは羽島市成年後見制度利用促進委員会が計画書策定後も年に何回開催されるか?が重要です。

羽島市の委員会でよくあるのが、「対象者・事例がないので委員会を開催しません」 ということがよくあります。

だから、毎年開催するという文言が必要である。

また、中核機関や実施期間の運営状況や 実績がどうだったのかを報告することは、 羽島市全体の権利擁護の地域課題・政策協 議として大事な材料になりますので、最低 限必要な事柄だと考えます。 会議は、開催回数にとらわれず適切な時期に開催すべきものと考えていますので原案どおりとします。

なお、本計画の検証は、 原則年1回以上行います。

13 ■項目及びページ

P14~P30 を比較して設置目的と根拠の 矛盾

■意見

P30 の羽島市成年後見制度利用促進委員会設置要綱第2条の役割として以下のことが書かれています。

- ①中核機関の設置に関すること。
- ②成年後見制度の利用の促進に係る基本計画の策定に関すること。
- ③その他成年後見制度に関し、市長が必要と認めること。

P14~の同委員会の取り組みとして「事例報告」「地域課題の検討・調整・解決」「チーム支援」と文面があるが、設置要綱にはこれらの単語がふくまれていない。

委員会の時期や頻度は定めませんが、原則年1回以上行います。羽島市成年後見制度利用促進委員会設置要綱は、本計画の実施に併せて改正する予定です。

要綱を見る限り、中核機関を設置と基本計画策定が終了すれば同委員会は終了と受け止めかねない。また、「羽島市成年後見支援センター」という単語も要綱にはどこにも見当たらない。

第4条は委員の任期は、令和4年3月31日までとする。令和4年4月1日以降のことは明記されず、来年末で会議終了としか思えません。

よって質問します。

①同計画策定後も羽島市成年後見制度利 用促進委員会は定期的に開催されるのです か。

②以上の事柄から設置要綱の条文には不 足している部分が多々あるように感じます が、要綱改定はされますか?

P13~ 第 2 章基本目標の実現に向けた 取り組みについて

■意見

「羽島市成年後見支援センターの運営について計画書には明示しない」という件について以下の質問に回答してください。

①羽島市成年後見支援センターを設置した段階でどこが主体的に運営するのですか? (市役所であれば何課なのか答えてください)

②毎年、市直営と委託の効果について比較検討するとのことですが、検証結果については委員会または HP 等の公開の場で公表するのですか?

③最終的にどこが運営をするのか?という結論は令和何年度に示すのですか?

■理由

令和3年7月30日「次期成年後見利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」P5にて「地域連携ネットワークを構成する協議会及び中核機関の整備・運営については~市町村が主体となって取り組む必要がある。」と明記されています。

一番危惧するのは、同計画書に運営の主体をどこにするか明示しなかったために、 どこの機関・部署もやらないという"責任 ①センターの運営は羽島市の直営又は委託の方法により行います。羽島市の直営で運営する場合は健幸福祉部高齢福祉課が担当します。

②検討結果は羽島市成年 後見制度促進委員会の議事 録として公表する予定で す。

③運営の方針について は、令和3年度中に決定し ます。 逃れの対応"をされることを一番危惧しております。国の指針に明記されていますので、私が危惧しているようなことはありません!とはっきりご回答願いたいのですが。

15 ■項目及びページ

P18 成年後見制度利用促進機能

■意見

「アセスメント会議」「受任者調整会議」の単語が、P16のイメージ図やP30の設置要綱に掲載されていないので、どのメンバーで年に何回開催されるのか、羽島市成年後見制度利用促進委員会との組織図の関連性が明示されていないのでイメージができません。

可児市では地域連携ネットワークとして 年1回開催 可児市権利擁護ネットワーク 会議(協議会)

内容:運営状況や実績、地域課題・政策協 議

月1回開催 可児市権利擁護支援調整会議 (中核機関)

内容:個別ケースの受任調整、広報啓発の 検討、申立支援等

それぞれ開催数、役割が示されています。 以上のことから意見を申し上げます。

「アセスメント会議」「受任者調整会議」 組織図では、どこに属するのか?どういった会議内容をするのかを計画書にもう少 し詳しく明示してください。

■理由

意見の冒頭で申し上げました。

16 **■**項目及びページ

P18~19③成年後見制度利用促進機能

アセスメント会議及び受任者調整会議は、中核機関が担う機能です。本計画書案の18ページに「アセスメント会議」と「受任者調整会議」の役割を記載しています。

両会議は、弁護士、司法書士、社会福祉士の参加を予定し、事案毎に適宜開催します。

法人後見の実施主体が少ないため、担い手となる法

■意見

以下の文書を訂正して計画書に反映してください。

法人後見の活用を検討し、担い手の把握 に努めます。

法人後見の活用を支援するため社会福祉協議会やそれ以外の多様な主体による法人後見が実施されるよう、周知・啓発に努めます。

■理由

令和3年度に開催された委員会での書面 協議意見で事務局回答が「法人後見を検討 していく」と回答されていましたがご意見 の通り国が活用する考え方を示したし、

令和3年7月30日「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」 P9~P10にて法人後見の担い手の育成について「全国各地で取組を推進していく必要がある」と明記されています。

国は「推進」、羽島市は「検討」、言葉の意味合いに食い違いがあります。国がやると決めたのなら、羽島市も実施に向けてやっていくべきであり、消極的な単語は使うべきでないと考えます。

人を把握し、法人後見の活用につなげます。担い手を育成するため、ご意見にある周知啓発に努めます。よって、原案通りとします。

17 ■項目及びページ

P13~第2章 基本目標の実現に向けた 取り組みについて

■意見

以下の単語を計画書に追加・反映してください。

・本人情報シートの活用

本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を共有するために作成・活用していきます。

■理由

平成29年3月24日に閣議決定された、成年後見制度利用促進基本計画において、「医師が本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき、判断することができるよう、本人の状況等を的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判

本人情報シートは、既に 成年後見制度利用の実務で 運用していますので原案通 りとします。

断について記載する診断書等のあり方につ いても検討する。」とされました。 それを踏まえ改定された医師の診断書の 書式と、本人の生活状況等に関する情報を 医師に伝えるためのツールとなる「本人情 報シート」の書式について、平成 31 年 4 月から運用開始されました。 国が定めた事柄ですので、「本人情報シー ト」という単語を同計画書に追加・運用を していくべきと考えるため。 ■項目及びページ 市民後見人の育成講座 18 P18~ 市民後見人 は、中核機関が行います。 実施は、令和4年度以降を ■意見 目途としています。 「市民後見人を育成するため研修を実施す る」と記載されておりますが、以下の質問 をします。 ①市民後見人の育成講座はどこの機関が 主体となって実施するのか(市役所 or 社協 とか)? ②令和何年度を目途に実施するのか? ■項目及びページ 岐阜連携都市圏で中核機 19 該当ページ不明 関を広域で設置した市町は ありません。羽島市も単独 ■意見 羽島市は岐阜連携都市圏へ加入され広域 で設置します。 連携をする方針を示しましたが、成年後見 を含む福祉分野での岐阜連携都市圏を含む 広域連携の方針と状況を教えてください。 ■理由 同計画書には「広域」という文言があり ませんでした。同計画書市町村策定の手引 きでは「中核機関を広域整備する場合」と 広域での取り組みも容認する方向で示され ています。 羽島市は成年後見については羽島市単独 で取り組みをする!と判断していいのです か? ■項目及びページ 本計画は、2023年度 を終期としていることか

■意見

以下の事柄を追加して計画書に反映してください。

(数値目標の設定)

・中核機関設置後の成年後見制度相談 目標値 2024年度 190件

■理由

羽島市第六次総合計画後期実施計画 P34 に記載されています。また権利擁護に関する取り組みは重点事項として位置づけています。

計画書 P9 の計画書の関係図では羽島市 第六次総合計画が上位計画として示されて います。

数値目標が、上位計画にあって、下位計画に数値目標を記載していないのは計画書として矛盾であると考えます。

計画書を立案しても、実際どこまで取り 組みができたか目標を示して・結果検証し なければ意味がありません。 ら、整合を図るため羽島市 第六次総合計画の目標値は 記載しません。

2 1 ■項目及びページ P13~以降のどこか

■意見

以下の事柄を考慮して計画書を修正して ください。

・審議会(成年後見制度利用促進法第 14 条第 2 項)と協議会(成年後見制度利用促進基本計画)の取り組み内容・メンバー構成を計画書に分かりやすく明示してほしい

※P16 の図及び計画書文面を読み解く と、

本来審議会と協議会は別の役割なのに、 二つ(審議会と協議会)を一つ(羽島市成 年後見制度利用促進委員会)にしている風 にしか読みとれない。組織図と関連要綱を 計画策定段階からちゃんと示していただか ないと困ります。

羽島市において協議会の位置づけは「地域ケア会議」もしくは「羽島市障害者総合支援協議会」にするのであれば、協議会名を示してください。

■理由

本計画策定後、羽島市成 年後見制度利用促進委員会 は、「審議会」と「協議会」 の役割を併せ持つことで、 一体的に成年後見制度の利 用促進を目指すこととしま す。そのため、要綱の改正 を予定しています。 審議会とは、条例により設置され、体制整備の評価や計画策定を審議する組織です。

協議会とは、各地域において、専門職団体や関係機関が連絡体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

※寄せられた意見につきましては、誤字・脱字と思われる箇所は修正しております。